

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	22	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備（水素充てん設備、天然ガス充てん設備）に係る課税標準の特例措置について、2年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容 燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備について、固定資産税の課税標準を、最初の3年間に限り2/3の額とする (対象設備) 水素充てん設備（2,000万円以上） 天然ガス充てん設備（2,000万円以上） ※（ ）内は対象となる設備の取得価格要件</p>	
関係条文	地方税法第349条の2、地方税法附則第15条第11項、同法施行令附則第11条第14項、同法施行規則附則第6条第28項～第31項	
減収見込額	(初年度) — (▲48.0) (平年度) — (▲94.2) (単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題への対応、地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、燃料電池自動車、天然ガス自動車といった低公害車の普及促進を図る必要がある。 低公害車のうち燃料電池自動車、天然ガス自動車は、我が国自動車産業が強みを有する次世代自動車にも位置づけられており、「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定)や「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)、「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定)において、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目標に掲げている。 これらの目標を踏まえ、燃料供給設備の普及を支援することにより、低公害車の普及促進及び地球温暖化防止を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 東日本大震災(平成23年3月)以降、ガソリン・軽油に大きく依存している輸送用燃料の多様化は重要性を増している。このエネルギーセキュリティの向上を図るために、また自動車からの排出ガスによる大気汚染問題への対応、あるいは地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、低公害車の普及促進を図る必要があるが、充てん設備等の燃料供給インフラの整備が十分でないことが普及の障害となっていることから、燃料供給設備を取得する者に対する税制上のインセンティブを設け、負担の軽減を図ることにより、燃料供給インフラの整備を支援する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	政策の達成目標	<p>エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月閣議決定)、新成長戦略(平成 22 年 6 月閣議決定)、日本再生戦略(平成 24 年 7 月閣議決定)等において、新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020 年までに最大で 50%、2030 年までに最大で 70%とすることを旨とするを記載。</p> <p>○燃料電池自動車、天然ガス自動車等に対する燃料供給インフラを整備することにより、利用環境整備を図る。</p> <p>○2015 年の燃料電池自動車の市場投入に向けて、四大都市圏を中心に 100 箇所の水素供給設備を先行整備する。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 27 年 3 月 31 日まで 2 年間の延長。
	同上の期間中の達成目標	<p>(エネルギー基本計画、新成長戦略、日本再生戦略)</p> <p>○燃料電池自動車、天然ガス自動車等に対する燃料供給インフラを整備することにより、利用環境の整備を図る。</p> <p>○2015 年の燃料電池自動車の市場投入に向けて、四大都市圏を中心に 100 箇所の水素供給設備を先行整備する。</p>
	政策目標の達成状況	<p>○新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成 21 年度 11%、平成 22 年度 12%、平成 23 年度 16%。(軽自動車と登録車を合わせた割合。)</p> <p>○燃料供給設備の設置数は平成 23 年度の普及が 337 基に上っているものの、「日本再生戦略」等における 2020 年に新車販売に占める次世代自動車の割合を最大 50%という目標達成ためには、本特例措置の延長が必要。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○平成 25 年度：水素充てん設備：17 基、天然ガス充てん設備：15 基</p> <p>○平成 26 年度：水素充てん設備：31 基、天然ガス充てん設備：28 基</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>○燃料供給設備の設置者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、設置数の拡大によるインフラの整備、これに伴う燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車の普及を図ることができる。</p> <p>○この結果、大気汚染対策、CO2 排出量の抑制等を推し進めることができることに加え、次世代自動車に位置づけられる燃料電池自動車及び天然ガス自動車の普及が進むことにより、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も期待できる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【国税】</p> <p>なし</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	水素充てん設備については、平成 25 年度より「水素供給インフラ整備事業(仮称)」として、水素充てん設備を整備する者に対し、整備費用の一部を補助する事業を開始予定。予算額は初年度で数十億円規模、3 カ年の補助事業で累計 100 基程度の水素充てん設備を整備する構想。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	燃料供給設備の取得に係る初期費用を支援する措置として補助事業を実施予定。さらに、本特例措置により維持費用を軽減することにより、燃料供給設備を設置する者に対してより大きなインセンティブが働く。燃料供給設備の設置は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車の普及促進を図るうえで前提となる社会インフラの整備であり、政策的な支援が必要不可欠。
	要望の措置の妥当性	○燃料供給設備は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車を使用する際に必要不可欠な社会インフラであることから、設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。また、今後、次世代自動車の普及が急速に進むと見込まれることから、引き続き措置が必要。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>以下のとおり燃料等供給設備の普及が進んでいる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(19年度)</th> <th>(20年度)</th> <th>(21年度)</th> <th>(22年度)</th> <th>(23年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>337箇所</td> <td>355箇所</td> <td>357箇所</td> <td>347箇所</td> <td>337箇所</td> </tr> </tbody> </table>	(19年度)	(20年度)	(21年度)	(22年度)	(23年度)	337箇所	355箇所	357箇所	347箇所	337箇所
(19年度)	(20年度)	(21年度)	(22年度)	(23年度)							
337箇所	355箇所	357箇所	347箇所	337箇所							
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○対象となる燃料供給設備の設置数は、平成23年度337件に上っている。 ○新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成21年度11%、平成22年度12%、平成23年度16%に増加。 ○全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成22年度において二酸化窒素：97.8%、浮遊粒子状物質：93.0%と全体的に改善傾向にあり、各種施策の成果が着実に現れている。</p>										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>エネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定）、新成長戦略（平成22年6月閣議決定）、日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）等において、新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを旨とする。</p>										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○対象となる燃料供給設備の設置数は、平成23年度337件に上っている。 ○新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成21年度11%、平成22年度12%、平成23年度16%に増加しており、各種の施策の成果が着実に現れている。 ○次世代自動車は一般的に従来車よりも高価であるとともに、燃料供給設備の設置が十分でないことが普及の障害となっている。</p>										
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度 創設 ・平成11年度 延長 ・平成13年度 延長 ・平成15年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充 ・平成17年度 延長 ・平成19年度 延長 ・平成21年度 一部見直し（充電設備の取得価額要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げ）のうえで延長・拡充 ・平成23年度 電気充電設備を対象から除外 										
<p>ページ</p>											